

# 青森県報

第三千九百一十号

平成二十六年  
九月二十九日  
(月曜日)

## 目次

### 告示

保安林の指定予定	……………	(林政課)	…一
右 同	……………	(同)	…一
右 同	……………	(同)	…二
右 同	……………	(同)	…二
右 同	……………	(同)	…二
道路の区域の変更	……………	(道路課)	…三
道路の供用の開始	……………	(同)	…三
青森県指定金融機関等の指定の一部改正	……………	(会計管理課)	…三
公 告			
建設業者の許可の取消し	……………	(西北地域 県民局)	…四
右 同	……………	(同)	…四
出先機関			
土地改良区の役員の就任及び退任	……………	(中南部地域 県民局)	…四
右 同	……………	(同上地域 県民局)	…五
土地改良区の役員の退任	……………	(同)	…六
正 誤			
平成二十六年九月八日定例公告中	……………	(林政課)	…六

## 告 示

青森県告示第六百九十六号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十六年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林予定森林の所在場所  
南津軽郡大鰐町大字早瀬野字西虹貝山一の三（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐は、択伐による。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

青森県告示第六百九十七号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十六年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

黒石市大字高館字乙高原一三八の一（次の図に示す部分に限る。）、一三八の三

二 保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び黒石市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第六百九十八号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十六年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

黒石市大字大川原字猿賀平一の一四八（次の図に示す部分に限る。）、一の一七七から一の一八〇まで、一の一八二、一の一八三

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び黒石市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第六百九十九号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十六年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

三戸郡新郷村大字戸来字雨池三八五の一

二 保安林指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び新郷村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第七百号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十六年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林予定森林の所在場所  
青森市浪岡大字細野字目倉石三四五の一四（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐は、択伐による。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第七百一十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年十月二十八日まで青森県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間			備考
1	県道	弘前岳鱒ヶ沢線	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	
			前	後	後	
			一九・二〇メートルから 一九・九〇メートルまで	一九・二〇メートルから 一九・九〇メートルまで	一九・三〇メートルから 一九・五〇メートルまで	八九・二〇メートル 八九・二〇メートル 八九・九〇メートル

青森県告示第七百一十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年十月二十八日まで青森県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道弘前岳鱒ヶ沢線	西津軽郡鱒ヶ沢町大字赤石町字大和田一九の一から 西津軽郡鱒ヶ沢町大字赤石町字大和田三八の九まで	平成二六・九二

青森県告示第七百一十号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一

部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

柳町通支店 青森市長島三丁目

を

古川支店柳町通 青森市長島三丁目  
出張所

に改める。

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社白川建設
- 二 代表者の氏名 白川 勝則
- 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡中泊町大字尾別字浅井二五七の七
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 二三）第六七二六号
- 五 取消年月日 平成二十六年八月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
管工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十六年八月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社白川建設
- 二 代表者の氏名 白川 勝則
- 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡中泊町大字尾別字浅井二五七の七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第六七二六号
- 五 取消年月日 平成二十六年八月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十六年八月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、平川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十六年九月二十九日

中南地域県民局長 高原 至 智

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退 任の年月日
理 事	小山内 健一	平川市大光寺一滝本一五三	平成 二六・八・三就任
"	今井 誠弘	館山下扇田五六	"

成田 司	大坊福田一四の六	〃
小林 喜代司	苗生松上東田七六の二	〃
齋藤 博彦	弘前市大字石川字石川一三五の二	〃
奈良 文明	平川市館田前田八五の一	〃
船越 榮造	本町北柳田二八の五	〃
中畑 勝江	岩館村元四六の三	〃
鎌田 雄一	柏木町東田二三三の二	〃
成田 美千彦	大坊前田一〇二	〃
岩淵 琢緒	原田村元一二七	〃
古川 昭二	柏木町柳田一一二	〃
今井 仍	松崎亀井二の二	〃
堀口 忠明	石郷村元一二四	〃
理事	〃	〃
須藤 光悦	柏木町東田二二七	〃
小山内 健一	大光寺一滝本一五三	〃
今井 誠弘	館山下扇田五六	〃
成田 司	大坊福田一四の六	〃
小林 喜代司	苗生松上東田七六の二	〃
齋藤 博彦	弘前市大字石川字石川一三五の二	〃
二本柳 敏夫	平川市石畑岡元一七の一	〃
今井 幸彦	松館浅井七五の二	〃
船越 榮造	本町北柳田二八の五	〃
奈良 文明	館田前田八五の一	〃
中畑 勝江	岩館村元四六の三	〃
鎌田 雄一	柏木町東田二三三の二	〃
成田 美千彦	大坊前田一〇二	〃
岩淵 琢緒	原田村元一二七	〃
古川 昭二	柏木町柳田一一二	〃
今井 仍	松崎亀井二の二	〃
堀口 忠明	石郷村元一二四	〃
監事	〃	〃
工藤 欣悦	小杉西田二の二〇	〃
對馬 明宏	松館井ノ上三一	〃
岩淵 琢緒	原田村元一二七	〃
成田 美千彦	大坊前田一〇二	〃
鎌田 雄一	柏木町東田二三三の二	〃
中畑 勝江	岩館村元四六の三	〃
船越 榮造	本町北柳田二八の五	〃
奈良 文明	平川市館田前田八五の一	〃
齋藤 博彦	弘前市大字石川字石川一三五の二	〃
小林 喜代司	苗生松上東田七六の二	〃
成田 司	大坊福田一四の六	〃
齋藤 博彦	弘前市大字石川字石川一三五の二	〃
二本柳 敏夫	平川市石畑岡元一七の一	〃
今井 幸彦	松館浅井七五の二	〃
船越 榮造	本町北柳田二八の五	〃
奈良 文明	館田前田八五の一	〃
中畑 勝江	岩館村元四六の三	〃
鎌田 雄一	柏木町東田二三三の二	〃
成田 美千彦	大坊前田一〇二	〃
岩淵 琢緒	原田村元一二七	〃
古川 昭二	柏木町柳田一一二	〃
今井 仍	松崎亀井二の二	〃
堀口 忠明	石郷村元一二四	〃

六・六三退任

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、稲生川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十六年九月二十九日

上北地域農民局長 三 上 俊 孝

役員別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	丸井 裕	十和田市西二十一番町四八の二九の一六	平成 六・九 五就任
〃	山崎 誠一	元町西二丁目六の四〇	〃
〃	野月 忠見	大字洞内字杉ノ沢二〇の一	〃
〃	大坂 吉光	大字八斗沢字八斗沢一〇八の三	〃
〃	中野 卓	字家ノ下六二八の一	〃
〃	畑中 勝治	元町西二丁目一一の一	〃
〃	米田 一典	大字深持字南平八	〃
〃	中野渡 昇	字山ノ下三の一	〃
〃	畠山 寿	大字三本木字佐井幅三六の一	〃
〃	杉山 秀明	大字赤沼字上川原三〇	〃
〃	中野渡福美	大字深持字南平二五二の一	〃
〃	立崎 義美	大字立崎字立崎二七	〃
〃	下田 利明	上北郡六戸町大字大落瀬字七百五九の二	〃
〃	山本 安博	字通目木四七の〃	〃
〃	久保田信一	おいらせ町鶉久保山一	〃
〃	佐々木明博	一川目四丁目一の三六	〃
〃	中川原卓雄	二川目一丁目七三の二	〃
〃	種市 廣	三沢市大字三沢字中平一五の一	〃
〃	山端誠一郎	十和田市大字大沢田字長根七の二	〃
監事	戸来 傳	大字藤島字小山六八	〃

平成二六・九・八 第三八九二号	発行年月日 番号	区分	ページ	段	行	誤	正
公告			六	上	四	地区入会林野整備計画	入会林野整備計画
					三	地区入会林野整備組合	入会林野整備組合

林 政 課

理事	丸井 裕	十和田市西二十一番町四八の二九の一六	六・九 四退任
	山崎 誠一	元町西二丁目六の四〇	
	野月 忠見	大字洞内字杉ノ沢二〇の一	
	中川原誠一	大字三本木字中撤七五の一	
	米田 一典	大字深持字南平八	
	畑中 勝治	元町西二丁目一の一	
	中野渡 昇	大字深持字山ノ下三の一	
	杉山 秀明	大字赤沼字上川原三〇	
	中野渡福美	大字深持字南平二五二の一	
	立崎 義美	大字立崎字立崎二七	
	大坂 吉光	大字八斗沢字八斗沢一〇八の三	
	中野 卓	字家ノ下六二八の一	
	下田 利明	上北郡六戸町大字犬落瀬字七百五九の二	
	山本 安博	字通目木四七の	
	上久保新一	おいらせ町浜道四	
	熊野 清市	一川目二丁目七三の一	
	中川原卓雄	二川目二丁目七三の二	

正

誤

区役員の 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	馬場 誠悦	上北郡おいらせ町木崎一六〇	平成二六・九・七

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

平成二十六年九月二十九日

土地改良法の(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、奥入瀬川南岸土地改良区から、次のとおり役員(の届出があつたので、同条第十七項の規定により)公告する。

土地改良区の役員(の)退任

種市 廣	三沢市大字三沢字中平一五の一	
山端 誠一郎	十和田市大字大沢田字長根七の二	
戸来 傳	大字藤島字小山六八	
櫻田 努	東十二番町七の三九	
名古屋誠一	上北郡おいらせ町二川目二丁目七三の九	

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭